

様式第2号（第7条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 

補聴器購入費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、静岡市難聴高齢者補聴器購入費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第7条第1項の規定により、次のとおり決定したので、通知します。

1 交付決定額 円

2 交付の時期 事業完了後

3 交付の条件

（1）次に掲げる記載事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

ア 補助事業の目的又は内容

イ 補助事業の事業計画又は収入支出の予算

ウ 交付を受けようとする補助金の額の算出の基礎

（2）補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。

（3）補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

（4）市長が実施する、補助事業の適正な運用を図るための補聴器の利用状況に関する調査に協力すること。

（5）補助事業に関する領収書等関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後10年間保管しなければならないこと。

（6）（1）から（5）までに掲げるもののほか、静岡市補助金等交付規則（平成15年度静岡市規則第44号）、要綱及び市長が必要があると認める事項を遵守すること。